

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第106号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年4月13日（月） 17時20分ごろ	
発生場所	愛知県半田市衣浦港東防波堤西灯台から真方位038° 1,800m付近 （概位 北緯34° 49.9′ 東経136° 57.3′）	
事故等調査の経過	平成21年4月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二 ^{よしほう} 義宝丸、4.99トン AC3-43929（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート ^{フジ} FUJI II、5トン未満（長さ6.56m） 240-44037愛知、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、二級小型船舶操縦士 B 船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 全損	
事故等の経過	A船は、船長A1人が乗り組み、前路に他船がいるとは思わずに約10～12ノットの速力で手動操舵により北北西進中、B船は、船長B1人が乗り組み、漂泊して汚れた操舵室の窓ガラスを清掃中、両船は、平成21年4月13日17時20分ごろ、衣浦港の可航幅約300m、長さ約400mの水路北口付近において、A船の船首部とB船の船尾部が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波 なし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長Aは、衣浦港において、海面反射で見通しが悪くなった状況下、適切な見張りを行わずに北北西進中、漂泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。 船長Bは、事故発生場所付近が夕方は船舶の往来が少なく船舶交通の妨げにならないと思込み、漂泊して窓ガラスの清掃作業に熱中し、見張りを行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、衣浦港において、A船が北北西進中、B船が漂泊中、A船が適切な見張りを行わずに航行し、また、B船が窓ガラスの清掃作業に熱中して見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	